

麻薬管理者免許申請（法第 3 条）

1 内容

2人以上の麻薬施用者が従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付する麻薬を業務上管理するため、麻薬管理者を1人置かなければなりません。処方せんの交付のみを行っている麻薬診療施設においても、麻薬施用者が2人以上いる場合は、麻薬管理者を置く必要があります。

麻薬管理者は、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師のみに限られます。麻薬施用者が管理者を兼ねる場合も、麻薬管理者としての免許が必要です。

申請者は、麻薬管理者個人です。

2 提出書類、部数

- ・麻薬管理者免許申請書 2部
- ・診断書 2部（1部は写し可）
- ・医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師免許証の写し（新規申請時のみ） 2部
- ・新たに麻薬診療施設となるのに伴う手続きの場合
麻薬保管庫（麻薬金庫）の構造・設備をしめすもの（図面又は写真）麻薬金庫の設置場所を示した診療施設の平面図
を添付してください 各2部
- ・院外の麻薬処方せんのみを交付し麻薬を所有しない場合は、金庫の設置は不要です。申請書備考欄にその旨を記載してください。

※ 各部数は控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

3,900円

4 申請時期

あらかじめ（余裕を持って申請してください）

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

免許有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。

麻薬管理者免許は、許可を受けた麻薬診療施設でのみ有効です。